総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

資料５－２

インターネット時代における公共放送の業務に関する論点と考え方

公共放送ＷＧ事務局

令和５年２月２４日

本資料について

- 「論点」については、昨年12月までの議論の整理を踏まえ、今後、本ワーキンググループにおいて議論を深めていただきたい事項を事務局において書き出したものです。

- 「考え方」については、議論のわかりやすさを重視する観点から、対極となり得る考え方を事務局において提示しているものです。
  ただし、これまでのワーキンググループの議論の中で、複数の構成員から類似の考え方が示された論点については、その考え方を「WGとしての考え方（案）」として示し、対極となり得る考え方を参考として記しています。

- この「論点」と「考え方」に基づいて、本ワーキンググループで議論を進めていただき、その際の構成員のご意見等を踏まえ、改めて、事務局において、「論点」ごとの「WGとしての考え方（案）」について整理を行っていきます。

①業務の在り方に関する基本的考え方

論点と考え方

① 業務の在り方に関する基本的考え方

【論点】

公共放送に求められる役割を踏まえ、公共放送のインターネット活用業務をどのように位置付けるべきか。

＜WGとしての考え方（案）＞

公共放送は、テレビだけでなくインターネットを通じても、信頼ある情報を視聴者に届けるなどの役割を担うべきなので、これらの役割に資するインターネット活用業務は、放送とともに「実施しなければならない業務」として位置付けるべき。

＜参考＞

相対するものとして、「公共放送は、特殊法人として業務範囲を厳格に絞り込むべきであり、本業は放送にとどめ、インターネット活用業務は、引き続き、放送の補完として『実施することができる業務』として位置付けるべき。」との考え方もありうる。

これまでの構成員等の主な意見

【構成員等の主な意見】

- どのようなネットシフト戦略を取るかは別にしても、これまでマスメディアとしてNHKは貢献してきた以上、これから将来のインターネット展開は必然であり、また、本来やるべき業務である。*（第3回：内山構成員）*
- NHKのインターネット活用業務は放送の補完という位置づけだが、放送と通信の融合が進んでいる海外と比べると、社会の現状に合わなくなってきているのではないか。ただ、視聴者、国民の理解を得ることが大前提なので、情報空間全体に対して、新聞、民放、NHKという伝統メディアの多元性が果たす貢献に配慮することは必須。*（第3回：NHK）*
- 放送法の意義を踏まえつつも国民の期待がどこにあるかも、今後NHKの業務を考えるに当たって重要。*（第2回：落合構成員）*
- NHKのインターネット活用業務の範囲を考えるに当たっては、NHKのアセットを生かす観点や情報空間の不備や弊害を補完する観点とともに、NHKへの信頼はあるがテレビがないなどなじみのない「潜在利用者」のニーズを充足する観点も重要。*（第2回：曽我部構成員）*
- インターネット活用業務の必須業務化などを検討するならば、NHKはその趣旨や業務内容を具体的に説明すべき。その上で、関係する民間事業者や視聴者・国民の意見を広く聴取し、丁寧な議論を行うべき。*（第3回：民放連）*
- NHKがインターネット活用業務に変更を加えようとするのであれば、NHKの業務、受信料、経営の在り方を一体的に改革する中で、受信料及び経営の在り方との関係を整理し、広く視聴者・国民の理解を得ることが欠かせない。*（第3回：民放連）*
- NHKとしては、情報空間の参照点の提供、多元性の確保への貢献が求められているという観点の下、現在の放送と同様の範囲の効用になるものについては、提供の態様が異なっても、NHKとして役割を果たすことができるという考え方でお示ししているところ。制度面については、イギリス、ドイツ等々での様々な取組も踏まえて、この場で構成員の皆様に様々御議論いただければと思う。NHKとしては、何よりも視聴者、国民の皆様の御理解を得ることが大前提であり、このWGにおける議論の深まりを期待させていただきたい。*（第4回：NHK）*
- NHKが上記のような立場なのであれば、このWGである程度インテンシブに議論をして、NHK様にも、あるいは民放連様、あるいは新聞協会様にも投げかけていき、また世論等の御反応も見ながらキャッチボールをやっていくということと承知。*（第4回：宍戸構成員）*
- 公共放送の役割を検討し、役割を果たすための制度を作り、受信料の使い道を定義するという順番で進めるべき。*（第1回：大谷構成員）*
- 「本来業務化ありき」ではなく、まず公共放送の役割について国民的な議論を尽くす必要がある。本業としての公共にふさわしい放送番組や事業はどのようなもので、そこからふさわしい業務範囲や付随する予算を導き出し、業務範囲に応じた受信料制度をつくり、国民や視聴者が納得する料金水準を定める、というプロセスをたどるべきだと考える。*（第3回：新聞協会）*
- 必須業務とするかどうかは公共放送としての役割から導いた上で、公正競争上の懸念に対しては別途、客観的・中立的に独立した検証を行うのが現下の趨勢であるが、わが国がこのまま制度を変えずに放置したままだと、インターネットを含めた情報空間全体の中で市民の健全な情報アクセスにおいて日本がますます周回遅れになるという意見もある。*（第3回追加：林構成員）*

NHKのインターネット活用業務の制度的位置付け

- NHKプラス、NHKオンデマンドなどのインターネット活用業務は、NHKの**「任意業務」**として実施。
- これらの業務のうち、「必須業務」である放送を補完するものとして、受信料を財源として実施するものについては、「目的達成に資すること」「過大な費用を要するものでないこと」「受信料制度の趣旨に照らして不適切でないこと」などを条件として、NHKが定める実施基準を総務大臣が認可する仕組みとしている。

ＮＨＫの業務

必須業務
（放送法第20条第１項）

■国内放送　■国際放送　■放送に関する研究開発等

任意業務
（放送法第20条第２項）

■インターネット活用業務

ＮＨＫプラス	ＮＨＫオンデマンド	NHKワールドJAPAN ネットサービス	NHKワールドプレミアム ネットサービス
国内地上波番組の ・放送同時配信 ・見逃し配信 （第2号）	国内地上波・衛星波番組の ・オンデマンド配信 （第2号）	外国人向け国際放送の ・放送同時配信 ・オンデマンド配信 （第2号）	邦人向け国際放送の ・一部の放送同時配信・オンデマンド配信（第2号） ・外国の動画配信事業者への提供を予定（第3号）

■放送番組等の外国放送事業者への提供　■附帯業務（番組の周知広報、テキスト出版、受信相談等）

目的外業務
（放送法第20条第３項）

■施設・設備の提供・賃貸　■番組制作の受託等

インターネット活用業務実施基準　（総務大臣認可）

- インターネット活用業務の種類・内容・実施方法
- インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項
- 料金その他の提供条件に関する事項　等

認可要件
- ＮＨＫの目的達成に資すること
- 過大な費用を要するものでないこと
- 受信料制度の趣旨に照らして不適切ではないこと　等

【出典】「公共放送ワーキンググループ」第１回会合（令和４年９月21日）資料１－３（事務局資料）p.19

参照条文①

○放送法

（業務）

第二十条　協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　次に掲げる放送による国内基幹放送（特定地上基幹放送局を用いて行われるものに限る。）を行うこと。

イ　中波放送

ロ　超短波放送

ハ　テレビジョン放送

二　テレビジョン放送による国内基幹放送（電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。）を行うこと。

三　放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。

四　邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。

五　邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこと。

２　協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一（略）

二　協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（これらを編集したものを含む。　次号において「放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送に該当するものを除く。）。

三　放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者（放送事業者及び外国放送事業者を除く。）に提供すること（協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供することを除く。）。

３～９（略）

参照条文②

（業務）
第二十条

１０　協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行おうとするときは、次に掲げる事項について実施基準を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一　第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法
二　第二項第二号又は第三号の業務の実施に要する費用に関する事項
三　第二項第二号の業務にあつては、当該業務に関する料金その他の提供条件に関する事項
四　その他総務省令で定める事項

１１　総務大臣は、前項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認可をするものとする。

一　第十五条の目的の達成に資するものであること。
二　第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること。
三　第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法並びに同項第二号の業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、特定受信設備（第六十四条第一項に規定する特定受信設備をいう。）を設置した者について、同条第一項の規定により協会と同項に規定する受信契約を締結しなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと。
四　第二項第二号又は第三号の業務の実施に過大な費用を要するものでないこと。
五　第二項第二号の業務にあつては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
六　第二項第二号の業務にあつては、利用者（同号に規定する一般の利用について、協会と契約を締結する者をいう。）の利益を不当に害するものでないこと。

参照条文③

（業務）
第二十条

１２　協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行うに当たつては、第十項の認可を受けた実施基準に定めるところに従わなければならない。

１３　協会は、第十項の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施基準を公表しなければならない。

１４　協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行うに当たつては、第十項の認可を受けた実施基準に基づき、総務省令で定めるところにより、毎事業年度の当該業務の実施計画を定め、当該事業年度の開始前に、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

１５　協会は、第二項第二号の業務を行うに当たつては、全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供するよう努めるとともに、他の放送事業者が実施する当該業務に相当する業務の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

１６　総務大臣は、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、協会に対し、期限を定めて、当該各号に定める勧告をすることができる。

一　第十項の認可を受けた実施基準が第十一項各号のいずれかに該当しないこととなつた場合　その実施基準を変更すべき旨の勧告

二　協会が第十二項の規定に違反している場合　第十項の認可を受けた実施基準に従い第二項第二号又は第三号の業務を行うべき旨の勧告

１７　総務大臣は、協会が前項の勧告に従わなかつたときは、第十項の認可を取り消すことができる。

１８　協会は、少なくとも三年ごとに、第二項第二号又は第三号の業務に関する技術の発達及び需要の動向その他の事情を勘案し、当該業務の実施の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき当該業務の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

１９～２０（略）

公共放送に期待する役割①（「公共メディア」に関するWEBアンケート調査結果）

アンケート調査結果｜4．公共メディアに期待する役割｜各役割に対する期待度

どの役割も過半数が期待しており、いずれか1つでも役割を期待している人の割合は約81%。生命・身体維持のための情報、正確で信頼できる情報、公平公正な情報の提供が特に高い

Q14．前の設問でお示ししたようなインターネットの普及に伴う様々な課題を踏まえ、あなたがこれからのNHKに期待する役割を伺います。営利を目的としない公共メディアとして、NHKは以下のような役割を果たしていくことが考えられますが、あなたは以下の役割それぞれについてNHKが担うことをどの程度期待しますか。それぞれ1つお選びください。（SA）

期待する　どちらかというと期待する　どちらかというと期待しない　期待しない　（n=2,000）

				期待する	どちらかというと期待する	どちらかというと期待しない	期待しない	期待割合※
豊かで、かつ、良い放送番組の提供	①生命・身体の維持	1	**生命・身体の維持のための情報を提供すること(災害や健康に関する情報等)**	36.7	35.9	12.9	14.6	72.6%
	②社会の多様性・自律を助ける	2	幅広い年齢層の教育・学習に役立つ情報を提供すること	24.2	42.2	18.1	15.6	66.4%
		3	高齢者や障害者など社会の助けを必要とする人々のための情報を提供すること	24.5	43.2	17.1	15.3	67.7%
		4	世の中には様々な人々や考え方があることを共有し相互の理解を促すような、国内外の社会・文化の多様性を伝える情報を提供すること	26.5	41.1	17.1	15.5	67.5%
	③国民的な娯楽	5	国民皆が一丸となって楽しめるスポーツ中継・娯楽番組を提供すること	17.8	39.5	24.3	18.6	57.2%
	④民主主義の維持	6	国際社会に対する理解を促進する情報を提供すること	23.3	42.8	18.0	16.1	66.0%
		7	**なるべく多くの視点から、偏りなく公平・公正な情報を提供すること**	33.3	35.9	15.2	15.7	69.1%
		8	**社会生活における判断のよりどころとなるような正確で信頼できる情報を提供すること**	31.5	39.9	13.6	15.0	71.4%
		9	取材や報道を通じて、権力を持つ組織(政府・企業など)や人(政治家・経営者など)を監視すること	26.9	37.7	18.5	17.0	64.6%
	⑤地域社会の維持	10	地域社会の維持のための情報を提供すること(地域独自の行事や事件の報道等)	25.1	42.7	17.4	14.8	67.8%
		11	地域社会や地域文化を全国に紹介すること	21.8	44.2	18.7	15.4	66.0%
	⑥文化の保存・育成・普及	12	日本人が共有すべき日本の伝統・文化に関する情報を提供すること	20.9	44.1	19.4	15.8	64.9%
		13	映像記録の蓄積・保管により、日本の歴史や文化を次世代に継承すること	25.1	41.9	17.8	15.3	66.9%
あまねく日本全国において受信できるよう措置		14	いつでも、どこでもテレビ・ラジオ・スマートフォンなどあらゆる手段を通じてコンテンツを視聴できるような環境を整備すること	21.6	40.4	20.8	17.3	62.0%
放送及び受信の進歩発達のための調査研究		15	映像配信技術等の研究開発などを通じて、日本のコンテンツ業界の技術水準の向上に貢献し、先導すること	19.7	42.4	21.3	16.6	62.1%
		16	質の高いコンテンツ制作や人材育成などを通じて、日本のコンテンツ産業の発展に貢献し、先導すること	21.6	42.0	19.8	16.7	63.6%
国際放送		17	世界に向けて日本の政治・経済・文化についてのコンテンツを配信し、日本に対する正確な理解を促進すること	22.8	42.8	18.4	16.1	65.6%

少なくとも1つ以上の役割について「期待する」「どちらかというと期待する」と回答した人は**全体の81.2%**

※期待割合は、「期待する」「どちらかというと期待する」割合の合計値

【出典】「公共放送ワーキンググループ」第２回会合（令和４年10月17日）資料２－３（野村総合研究所資料）p.11

公共放送に期待する役割②（「公共メディア」に関するWEBアンケート調査結果）

アンケート調査結果｜4. 公共メディアに期待する役割｜年代×公共メディアへの期待

全年代を通し、生命・身体維持のための情報、正確で信頼できる情報が期待されている。加えて、若年層はアーカイブを、高年齢層は高齢者・障害者などのための情報を相対的に期待

年代別・Q14の各項目の期待割合※

：各年代の上位1-3位項目　：各年代の上位4-5位の項目

役割のカテゴリ（第1回公共放送WG資料より）		#	役割	20代以下（n=363）	30代（n=284）	40代（n=370）	50代（n=337）	60-70代（n=646）
豊かで、かつ、良い放送番組の提供	① 生命・身体の維持	1	生命・身体の維持のための情報を提供すること(災害や健康に関する情報等)	63.6%	67.6%	70.8%	71.5%	81.3%
	② 社会の多様性・自律を助ける	2	幅広い年齢層の教育・学習に役立つ情報を提供すること	59.8%	61.3%	64.3%	66.8%	73.4%
		3	高齢者や障害者など社会の助けを必要とする人々のための情報を提供すること	59.8%	60.9%	63.8%	69.1%	76.5%
		4	世の中には様々な人々や考え方があることを共有し相互の理解を促すような、国内外の社会・文化の多様性を伝える情報を提供すること	60.3%	61.3%	66.2%	66.8%	75.4%
	③ 国民的な娯楽	5	国民皆が一丸となって楽しめるスポーツ中継・娯楽番組を提供すること	55.6%	53.9%	58.6%	56.4%	59.1%
	④ 民主主義の維持	6	国際社会に対する理解を促進する情報を提供すること	58.4%	60.2%	63.2%	67.4%	73.7%
		7	なるべく多くの視点から、偏りなく公平・公正な情報を提供すること	60.1%	64.8%	67.0%	69.1%	77.2%
		8	社会生活における判断のよりどころとなるような正確で信頼できる情報を提供すること	66.1%	66.5%	69.7%	71.5%	77.4%
		9	取材や報道を通じて、権力を持つ組織(政府・企業など)や人(政治家・経営者など)を監視すること	60.3%	60.2%	59.7%	65.3%	71.2%
	⑤ 地域社会の維持	10	地域社会の維持のための情報を提供すること(地域独自の行事や事件の報道等)	60.1%	62.7%	66.5%	68.0%	75.1%
		11	地域社会や地域文化を全国に紹介すること	57.3%	60.6%	65.4%	66.5%	73.4%
	⑥ 文化の保存・育成・普及	12	日本人が共有すべき日本の伝統・文化に関する情報を提供すること	60.3%	57.0%	64.3%	64.7%	71.4%
		13	映像記録の蓄積・保管により、日本の歴史や文化を次世代に継承すること	60.9%	61.6%	64.6%	67.4%	73.7%
あまねく日本全国において受信できるよう措置		14	いつでも、どこでもテレビ・ラジオ・スマートフォンなどあらゆる手段を通じてコンテンツを視聴できるような環境を整備すること	59.0%	53.9%	58.4%	64.7%	68.0%
放送及び受信の進歩発達のための調査研究		15	映像配信技術等の研究開発などを通じて、日本のコンテンツ業界の技術水準の向上に貢献し、先導すること	57.0%	56.0%	60.3%	61.4%	69.0%
		16	質の高いコンテンツ制作や人材育成などを通じて、日本のコンテンツ産業の発展に貢献し、先導すること	59.0%	58.8%	62.2%	65.0%	68.3%
国際放送		17	世界に向けて日本の政治・経済・文化についてのコンテンツを配信し、日本に対する正確な理解を促進すること	60.1%	61.3%	64.1%	65.6%	71.5%

※期待割合は、「期待する」「どちらかというと期待する」割合の合計値

【出典】「公共放送ワーキンググループ」第２回会合（令和４年10月17日）資料２－３（野村総合研究所資料）p.14

各国の公共放送のインターネット配信の状況

国		英国	独国		仏国	日本
放送主体		ＢＢＣ	ＡＲＤ	ＺＤＦ	ＦＴＶ	NHK
法的根拠と位置づけ		特許状で必須業務と位置づけ（2007年～）	州間協定でテレビやラジオと並列の必須業務と位置づけ（2000年～）		放送法第43-11条で必須業務（2009年～）	任意業務
インターネット配信の財源		受信許可料（制限なし）	放送負担金（制限なし）		受信料から付加価値税へ	受信料（最大200億円）※２号受信料財源業務
インターネット配信利用者（2021年度平均）		iPlayer週間ログインユーザー1,330万人（人口の20%）	ARDまたはZDFのコンテンツの週間利用率は人口の21%		France.tvの月間ﾕﾆｰｸﾋﾞｼﾞﾀｰ2,450万（人口の36%）	NHKプラスの週平均ユニークブラウザ数122.4万
インターネット配信の位置づけ（BtoC業務）	同時配信	実施が必要な業務（利用者がコンテンツにアクセスできるようにするために合理的に実行可能なストリーミング、オンデマンド含む全ての手段を取る必要がある）	実施が必要な業務 ---------- ARDとZDFは以下のようなデジタルサービスを提供する ・見逃し配信（30日後まで、一部7日後） ・オンデマンド配信 ・歴史文化に関するアーカイブコンテンツ		実施が必要な業務	任意業務の一部
	見逃し					
	オンデマンド					
	専用コンテンツ	明確な規定なし	実施が必要な業務		明確な規定なし	-（放送の補完）
プラットフォーマーへの提供等（BtoB業務）		明確な規定なし	実施可能な業務		明確な規定なし	任意業務の一部
インターネット配信に対するコンテンツ規律		リニア配信は放送と同等の規律がかかる				
		Ofcom Boradcasting Standards Code に準拠	州間協定でサービス内容規定（提供可能／不可なコンテンツに指定）		独自の規定あり（青少年保護など）	

【出典】「公共放送ワーキンググループ」第４回会合（令和４年12月22日）資料４－１（事務局資料）p.４

各国公共放送におけるインターネットサービスの位置づけの変遷

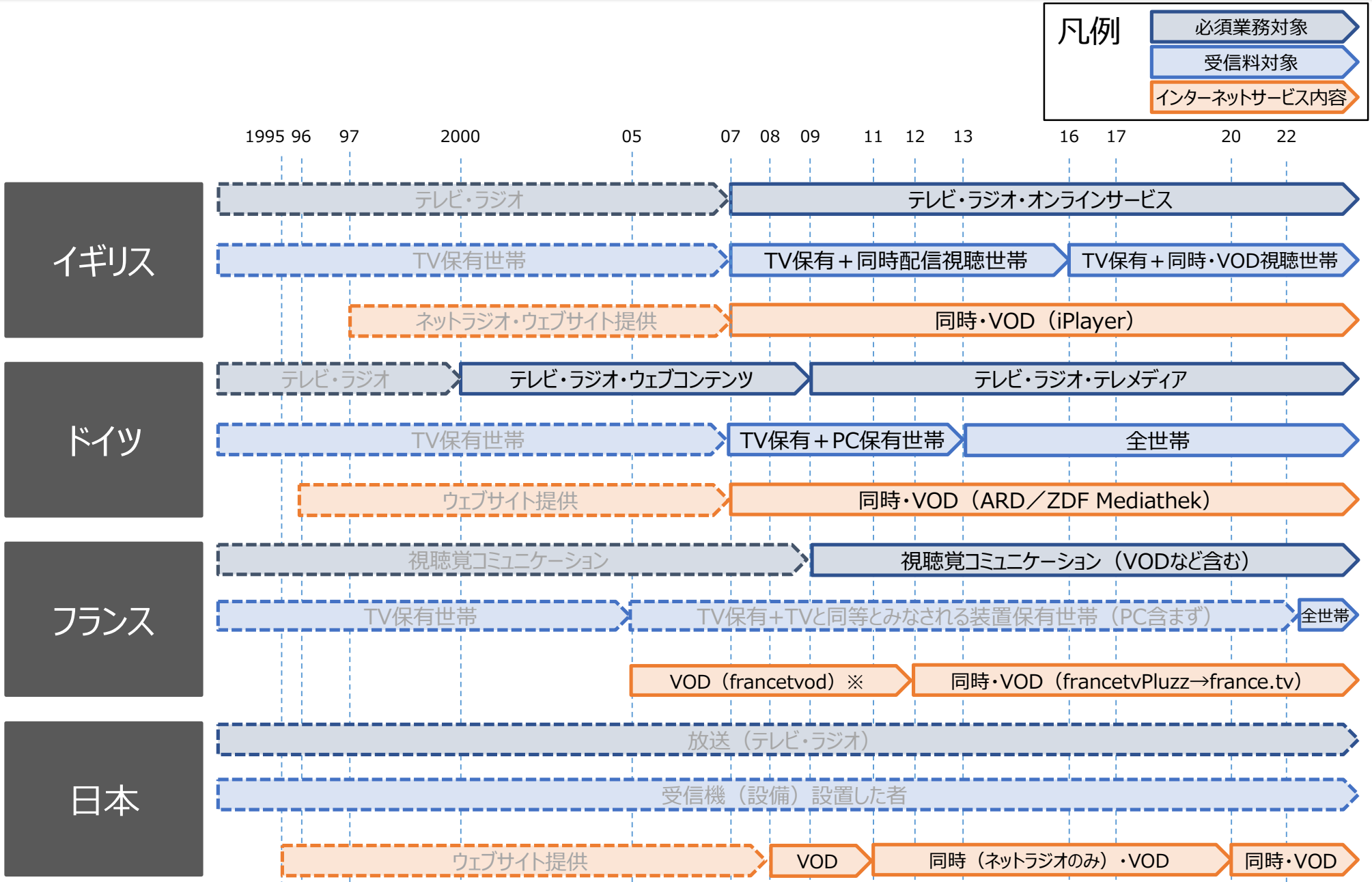

※初期有料→2008年から放送後7日間まで無料

【出典】「公共放送ワーキンググループ」第４回会合（令和４年12月22日）資料４－１（事務局資料）p. 6

②具体的な業務の在り方（BtoC型）

論点と考え方

※　インターネット活用業務を必須業務とすべきとの考え方に立つとした場合

②　具体的な業務の在り方（BtoC型）

インターネット活用業務のうち一般利用者への直接提供（BtoC型）をどのように位置付けるべきか。

＜WGとしての考え方（案）＞

«案の①»

信頼ある情報を視聴者に届けるなどの役割が公共放送にはあるのだから、視聴者に直接情報を伝えるBtoC型は、公共放送として「実施しなければならない業務」として位置付けるべき。

«案の②»

信頼ある情報を視聴者に届けるなどの役割が公共放送にはあるとしても、その役割を果たす中核となってきたのはあくまでテレビ放送であるから、BtoC型のうち、NHKプラスなど放送コンテンツのインターネット配信に当たるものは「実施しなければならない業務」と位置付ける一方、それ以外のもの（NHKニュース・防災アプリ、NHK NEWS WEBなど）は、必須業務の補完として「実施することができる業務」として位置付けるべき。

これまでの構成員等の主な意見

【構成員等の主な意見】

- スマホで同時配信以外も見たいというのは時代の要請。 *（第1回：長田構成員）*
- 今、放送で流しているNHKの全ての番組を同時に通信で流す。録画できないので見逃しの配信をしていただく。防災アプリのような何か災害があったときに別の枠でということは、十分サービスとしては、今のままでもあり得る。 *（第3回：長田構成員）*
- ネット配信においてアーカイブスの提供や教育利用、ニュース・防災情報の提供などを議論すべき。*（第1回：落合構成員）*
- 情報空間が通信に広がってきた場合には、オンデマンドの部分まで見ていくということは非常に大事。*（第3回：落合構成員）*
- 国際放送は民間と競合しないので積極的に検討するべき。*（第1回：落合構成員）*
- 海外から日本の情報を得ようと思ったときに、正確な今の日本の姿をオフィシャルに発信されている場所は、政府広報もそんなに見られなかったりするので、そのようなものも公共の価値の中にあるのではないか。*（第2回：瀧構成員）*
- NHKがネットに進出したときに海外でどのような形で視聴できるのかについて、著作権問題を置いておけば、基本的には日本国内と同じように見られるのが望ましい。*（第2回：曽我部構成員）*
- 国際放送のインターネット活用業務については、国内放送と同様に、放送の補完という位置づけだが、放送と通信の融合が進んでいる海外と比べると、社会の実情に合わなくなってきているのではないか。特に海外発信において、インターネットの活用をさらに拡充すべきではないかと認識している。*（第3回：NHK）*
- 国際放送、在外邦人もNHKにアクセスできる手段を確保できる範囲で、まず始めることを強く望む。 *（第3回：長田構成員）*
- 在外邦人向けのインターネット配信について、現在のNHK国際放送のように本来業務化することにより、一定の限定を付した上で、在外邦人の公共放送を視聴しうる便益にも一定の配慮を行うことは考えられないか。*（第3回追加：林構成員）*
- NHKが国内事業者と競合しないところでは、もっと積極的に商売っ気を持ってやってもらってもいいんのではないか。それでしっかり収入を得て、例えば、受信料を下げる原資にしていくであるとか、そういうリターンにしていけば、国民的にもハッピーな構造をつくれるので、商売をするということに対して、あまり全否定にならないほうがいいというのも直感的に思うところで、特に国際に関しては、やはり日本を代表するプレーヤーとして頑張っていただきたいという期待もある。*（第4回：内山構成員）*

ＮＨＫが実施している主なインターネット配信サービスの概要

- ＮＨＫは、2008年12月から、見逃し・オンデマンド配信サービス「ＮＨＫオンデマンド」を開始。
- 2020年4月からは、常時同時配信・１週間の見逃し配信サービス「ＮＨＫプラス」を開始。

インターネット活用業務（2号受信料財源業務）

2022年度予算　190.1億円（国内：159.3億円、国際：30.8億円）
2023年度予算　197.5億円（国内：167.0億円、国際：30.4億円）

ＮＨＫプラス

・**地上波（総合・教育）**の放送番組の同時配信及び見逃し番組配信（原則１週間）サービス。
※同時配信については、原則すべて。
（総合テレビは24時間、Eテレは19時間）

・**無料**だが、受信契約を確認できない者には、同時配信の画面上に受信契約確認メッセージを表示し、見逃し番組配信は利用不可。

・**登録完了者数**は**約３４１万件**（2022年12月末時点）

・訪問ユーザ数（UB数※）は週平均約１３３万。
※一定期間内にサイトを訪問した重複のないユーザー数。

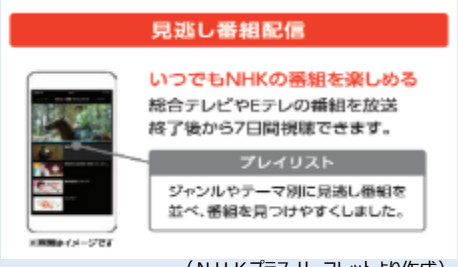

（ＮＨＫプラス リーフレットより作成）

ＮＨＫニュース・防災アプリ

・災害情報等のニュースを同時配信（2016年から）
・理解増進情報の配信

ＮＨＫワールドＪＡＰＡＮ

・外国人向け国際放送（テレビ・ラジオ）の同時配信、オンデマンド配信

らじる★らじる

・ラジオ放送（第１、第２、ＦＭ）の同時配信、聴き逃し配信（2011年９月から）

インターネット活用業務（2号有料業務）

2022年度予算　27.5億円（3号有料業務含む）
2023年度予算　31.8億円（3号有料業務含む）

ＮＨＫオンデマンド

・**衛星放送の一部番組も含む放送番組**を、2～3週間程度又は期間を定めずに提供するオンデマンド配信サービス。

・**有料**（月額990円か1本あたり110円～330円）

・**会員登録者数**は**約320万人**（2022年12月末時点）

・**10,000本以上**の番組を提供。

【出典】「公共放送ワーキンググループ」第１回会合（令和４年９月22日）資料１－３（事務局資料）p.20（一部更新）

主なインターネット配信サービスの利用状況

- 「NHKオンライン（NHKのインターネット全体）」の利用は2018年度から２年間で倍増。
- 個別サービスでは、「NHKプラス」の利用が開始後大幅に増加。「らじる★らじる」、「NHKオンデマンド」の利用も堅調に増加。

インターネット配信サービス	利用状況に係る指標	年度							
		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
NHKオンライン（NHKのインターネット全体）（1995年10月～）	訪問UB数（週次平均）※2019年度以前は訪問者数として公表。算出方法は同一。	952万	1,212万	1,267万	1,511万	2,059万	3,058万	3,167万	2,898万
NHKプラス（2020年3月～）	視聴UB数（週次平均）						47万	80万	120万
らじる★らじる（2011年9月～）	聴取UB数（週次平均）※2019年度以前は訪問者数を公表。算出方法が異なるので記載せず。	—	—	—	—	—	93万	99万	106万
NHK WORLD-JAPAN ONLINE（2009年2月～）	訪問UB数（週次平均）※2019年度以前は訪問者数として公表。算出方法は同一。	36万	40万	55万	88万	104万	110万	98万	98万
NHKオンデマンド（2008年12月～）	登録会員数	174万人	201万人	224万人	248万人	273万人	293万人	310万人	320万人

- NHKは、四半期ごとに各サービスの利用状況に係る指標を公表している。
  - ✓ NHKオンラインの訪問UB（ユニークブラウザ）数は、各ドメイン（nhk.or.jp、nhk.jp、NHKプラス）のサイト・アプリへの訪問UB数の累計（毎週の四半期平均）。NHKワールドJAPANオンラインを含む。
  - ✓ 視聴（聴取）UB数は、各動画・音声コンテンツを視聴（聴取）したUB数（毎週の四半期平均）。
  - ✓ NHKオンデマンドは外部提供事業者を除く各四半期末会員数（2022年度については第3四半期末）。
- 上記は、これらの公表値の各年度（2022年度は第3四半期まで）の平均値を記載したもの。

【業務ごとの各論】

論点と考え方

※　インターネット活用業務を必須業務とすべきとの考え方に立つとした場合

【業務ごとの各論①】

国内放送のネット同時・見逃し配信（「NHKプラス」のようなサービス）について、具体的にどのように考えるべきか。

＜WGとしての考え方（案）＞

«案の①»
公共放送の役割は、民放・新聞との棲み分けを重視して、報道・防災・教育・福祉・伝統芸能などに特化すべきであるから、報道・防災・教育・福祉・伝統芸能など一部のコンテンツについてのみ必須業務の対象とすべき。

«案の②»
公共放送には、社会全体の利益のために果たすべき役割があると考えるべきであるから、すべての同時・見逃し配信コンテンツを必須業務の対象とすべき。

「ＮＨＫプラス」のサービス概要とネット配信社会実証

◆ NHKプラスはインターネットでNHKの地上波放送番組（総合テレビ・Eテレの放送番組）を視聴できる動画配信サービス。
◆ NHKプラスは**利用者に対価を求めることなく実施される**が、受信契約を確認できない者に対しては、画面上に受信契約を確認するための情報提供を求めるメッセージを表示。
◆ 2022年12月末時点で、ＮＨＫプラスのＩＤ登録数は約341万件となっている。

放送同時配信

※画面はイメージです

どこでもNHKの番組を楽しめる

総合テレビやEテレの番組を放送と同時に視聴できます。

追いかけ再生

放送中に、番組の冒頭や途中に戻って視聴できます。

※放送休止時間を除き、すべての番組を配信。
総合は１日24時間、Eテレ１日19時間が基本（夜間、放送の休止時間があるため）。

見逃し番組配信

※画面はイメージです

いつでもNHKの番組を楽しめる

総合テレビやEテレの番組を放送終了後から7日間視聴できます。

プレイリスト

ジャンルやテーマ別に見逃し番組を並べ、番組を見つけやすくしました。

（ＮＨＫプラス リーフレットより作成）

ネット配信社会実証

- 総務大臣は、令和３年８月27日、ＮＨＫに対し、放送番組等のインターネット配信の意義やサービスニーズを検証するため、テレビを保有していない者を対象として、放送番組等の配信を行う社会実証の実施について要請。
- 社会実証（第一期）は、令和４年４月22日～５月６日の間で実施。社会実証（第二期）は、令和５年２月10日～２月24日の間で実施。

論点と考え方

※　インターネット活用業務を必須業務とすべきとの考え方に立つとした場合

【業務ごとの各論②】

国内放送のうち衛星放送のネット同時・見逃し配信について、具体的にどのように考えるべきか。

＜WGとしての考え方（案）＞

«案の①»

我が国の衛星放送は、地上波のサイマル放送として位置付けられている諸外国と異なり、地上放送とは異なるコンテンツを放送し、信頼ある情報を届けるなどの役割を担っているのであるから、衛星放送の同時・見逃し配信も必須業務と位置付けるべき。

«案の②»

衛星放送も信頼ある情報を届けるなどの役割を担っているとしても、実態として、地上放送との関係で付加的なサービスとしての位置付けであると捉えることができるから、地上放送の同時・見逃し配信のみを必須業務とすべきであり、衛星放送の同時・見逃し配信は引き続き「実施することができる」業務に位置付けるべき。

（参考）衛星放送について

➢ ＮＨＫは現在、「ＢＳ１」「ＢＳプレミアム」「ＢＳ４Ｋ」「ＢＳ８Ｋ」の４波を放送。2023年12月に番組改定を行い、「新ＢＳ４Ｋ（仮称）」と「新ＢＳ２Ｋ（仮称）」をスタート。2024年3月末に２Ｋのうち１波を停波。衛星契約数は契約総数の半数程度。

2023年12月に番組改定を行い、「新ＢＳ４Ｋ（仮称）」と「新ＢＳ２Ｋ（仮称）」をスタートします

- 新衛星２波は、視聴者のみなさまのご意見を踏まえ、番組の質の維持を大前提としながら、２Ｋ・４Ｋそれぞれの特性を生かしたコンテンツを柔軟に編成し、地上波では味わえない新たな価値を創造します。
- 「新ＢＳ２Ｋ」では当面、教養番組、エンターテインメント、ドラマなど「新ＢＳ４Ｋ」で放送する番組の一部も編成するなど、２Ｋテレビで衛星放送を視聴するみなさまの利便性を確保します。

放送サービスのトータルプラン

新BS4K	世界に通用する多彩なコンテンツ・高精細クオリティを提供します。
新BS2K	ＢＳ１・ＢＳプレミアムのコンテンツを中心に、衛星放送の魅力を凝縮し、ライブ感を重視した機動的な編成を行います。
地上波	全ての視聴者のみなさまに、信頼できる情報を確実に提供し続けます。

・番組改定後、ＢＳプレミアムは衛星波削減の周知等を画面上で行うなど、削減の円滑な実施に取り組みます。

衛星波は2024年３月末に２Ｋのうち１波を削減（停波）します

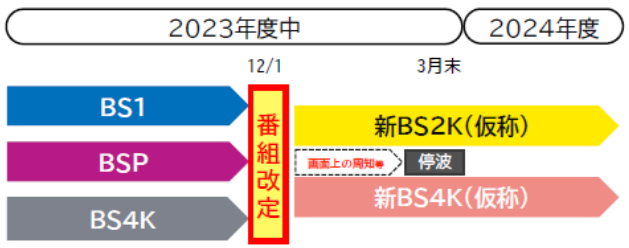

※地震・津波等の大規模災害が発生した際には、これまで通り衛星放送でも臨時ニュース等を放送します。
東京の放送センターが被災し放送が出来なくなった場合は、大阪放送局から新ＢＳ２Ｋに送信し全国の放送局が受信して放送します。

【出典】日本放送協会「2023年度(令和5年度) 収支予算と事業計画の説明資料」より

○衛星契約割合（2023年度予算）

契約総数	4,054万件
衛星契約数	2,181万件
衛星契約割合	54%

※日本放送協会「2023年度(令和5年度) 収支予算と事業計画の説明資料」より作成

○衛星放送番組の番組配信

・現在、「NHKプラス」での同時・見逃し配信は実施していない。
・「NHKオンデマンド」では、一部の番組のオンデマンド配信を行っている。

各国の公共放送の保有メディア

国		英国	独国		仏国	日本
放送主体		BBC	ARD	ZDF	FTV	NHK
国内放送	地上波	8 ch (特定地方2ch)	4ch (州域計9ch)	3 ch	14ch (海外県9ch)	2 ch
			共同制作 3 ch （他国との共同制作2ch）			
	衛星波	地上波を サイマル放送	地上波を サイマル放送	地上波を サイマル放送	地上波を サイマル放送	4 ch
ラジオ		9ch (地方放送 計47ch)	(53ch※1)	※ 2	※ 2	3 ch
インターネット	同時配信	iPlayer	ARD Mediathek	ZDF Mediathek	france.tv、 Franceinfo	NHKプラス
	見逃し・オンデマンド	iPlayer	ARD Mediathek	ZDF Mediathek	france.tv、 Franceinfo	NHKプラス、 NHKオンデマンド
	限定チャンネル	1 ch （ラジオ）	1 ch （動画）		1 ch （動画）	×
国際放送	テレビ	16言語	※ 2		※ 2	2 言語※3
	ラジオ	28言語				18言語

括弧書きは、他のチャンネル　※１ 各州公共放送協会が提供しているチャンネルの総数　※２ 他の公共放送機関が提供
※３　インターネットで、英語放送の同時配信に多言語生字幕（9言語10種類）を付加するサービスや、多言語によるオンデマンド配信等を実施

論点と考え方

※　インターネット活用業務を必須業務とすべきとの考え方に立つとした場合

【業務ごとの各論③】

国内放送のオンデマンド配信（「NHKオンデマンド」のようなサービス）について、具体的にどのように考えるべきか。

＜WGとしての考え方（案）＞

«案の①»
公共放送には文化水準の向上や過去の優れた文化の保存といった役割もあり、国民・視聴者が後の世代にわたって我が国文化を継承していくことは重要な価値であるから、国内放送のオンデマンド配信は必須業務と位置付けるべき。

«案の②»
公共放送の役割として特に重要なのは、その時々の社会生活にとって信頼ある情報を視聴者に届ける役割であるから、国内放送のオンデマンド配信は必須業務と位置付ける必要はない。

（参考）「ＮＨＫオンデマンド」の概要

- 「ＮＨＫオンデマンド」は、NHKが放送した番組を、日本国内限定でPCや、スマートフォン、タブレット等に有料で配信する動画サービス。
- 地上波・衛星波で放送している番組の中から、月々約500本を放送当日もしくは翌日から配信。
- さらに、NHKの映像資産から、名作ドラマやドキュメンタリーなど10,000本の番組をいつでも好きな時間に視聴可能。
- サービス開始は、2008年12月。 有料で利用が可能（一部無料あり）。
- 2022年12月末時点で、会員登録者数は、約320万人となっている。

提供内容

○まるごと見放題パック

- 月額990円（税込み）でNHKオンデマンドで配信されている番組が、配信期間中いつでも何本でも視聴できる。
- 対象番組は随時追加される。
- 解約されない限り自動で毎月契約更新されるサービス。

○無料番組

- 会員限定で視聴できる無料番組を不定期に配信
- 視聴には無料会員登録が必要

○単品購入

- NHKオンデマンドで配信されている番組を個別に単品購入できる。
- 購入後は視聴期間（72時間）内であれば何度でも視聴可能。
- １本あたり110円～330円

＜ NHKオンデマンド視聴イメージ＞

外部動画配信サービス経由でテレビで番組を視聴する

amazon prime video　ひかりTV　milplus　iTSCOM　VideoMarket　U-NEXT　J:COM　music.jp

【出典】NHKオンデマンドサイト（https://www.nhk-ondemand.jp/share/howto/tv.html）

論点と考え方

※　インターネット活用業務を必須業務とすべきとの考え方に立つとした場合

【業務ごとの各論④】

国際放送のインターネット配信（「NHKワールドJAPAN及びNHKワールド・プレミアムのネットサービス（ＨＰ・アプリ）」のようなサービス）について、具体的にどのように考えるべきか。

＜WGとしての考え方（案）＞

国際放送を通じて、我が国の国際問題に対する公的見解や我が国の動向・実情を世界に向けて発信することは、民放・新聞には取り組みにくい公共放送の重要な役割であるから、テレビ・ラジオだけでなくインターネットでも広く外国人や在外邦人にリーチできるよう、国際放送のインターネット配信についても必須業務と位置付けるべき。

＜参考＞

相対するものとして、「公共放送の役割として国際放送の実施が求められているとしても、公共放送の費用を負担しない外国人や在外邦人が視聴する性質のものであるから、負担の公平性を重視して、国際放送のインターネット配信についてまで必須業務と位置付けるべきではない。」との考え方もありうる。

国際放送のインターネット対応

➢ 国際的な受信環境の変化に伴う「リーチ率」のトレンドに対応して、国際放送コンテンツのインターネット配信も推進。

NHKワールドJAPAN

外国人向け

テレビ

■ 日本やアジア、世界の最新情報など多彩な番組を１日24時間世界に向けて**英語で放送**

（※衛星やケーブルテレビを通じて約160か国・地域、約4.2億世帯で24時間視聴**可能**）

ラジオ

■ 全世界に向けて、17言語でラジオ国際放送を実施（NHKワールドJAPAN）

ネット配信

■NHKワールドJAPAN公式アプリ
NHKワールドJAPANが多言語で発信しているニュース・番組が視聴可能

■NHK WORLD-JAPAN HP
国際放送（テレビ・ラジオ）の同時配信・オンデマンド配信等

■外国のネット動画配信事業者を通じた配信

NHKワールド・プレミアム

在外邦人向け

テレビ

■ 在外邦人に向けて**日本語で放送**するとともに、外国放送事業者に番組提供

■ NHKのニュース・情報番組に加え、娯楽番組、子供向け番組、スポーツ、文化・芸能などさまざまな番組を提供

ラジオ

■ 日本語で日本のニュースや番組を放送（NHKワールド・ラジオ日本）

ネット配信

■NHK WORLD-JAPAN HP
「海外向け日本語サービス」として、国際放送（テレビ）の同時配信・オンデマンド配信等

■外国のネット動画配信事業者を通じた配信を予定

要請放送

※上記の［　　］の枠内

１．制度の概要

- 総務大臣は、NHKに対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送を行うことを要請することができる（放送法第65条）。
- 放送法第67条の規定に基づき、要請放送実施に要する費用は、国として予算計上。

※令和5年度予算は、テレビ：約26.3億円、ラジオ：約9.6億円。合計約35.9億円。

２．要請内容

- 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項、その他国の重要事項について、外国人向けのテレビ国際放送（英語等）、邦人向け及び外国人向けラジオ国際放送（日本語・中国語・朝鮮語）の実施を要請。

国際戦略調査

（%）

		2020		2021		2022
		2Q	4Q	2Q	4Q	2Q
四半期リーチ率(※1)		15.8	17.3	16.6	15.9	17.0
	放送リーチ者	10.6	10.5	10.2	9.2	9.8
	配信リーチ者	12.1	14.1	14.0	13.7	14.9
日本の理解度(※2)	四半期リーチ者	84.2	84.7	86.5	85.9	86.4
	放送リーチ者	84.5	84.3	88.0	87.0	87.2
	配信リーチ者	87.7	87.4	87.7	87.9	88.1
	非四半期リーチ者	47.5	48.0	48.8	48.9	49.0

四半期の間に国際放送を見た人と、見ていない人とでは、日本への理解度に有意差が生じている

◯は前期、前年同期と比較してともに有意に増加した項目、◯は前期、前年同期と比較してともに有意に減少した項目
※1:四半期リーチ者はNHKのテレビ、ウェブサイト・アプリ、ラジオのほか、外部プラットフォーム(動画等投稿サイト、SNS等)での視聴者を指す
※2:「日本の理解度」は「日本全般」「国民性」、「政治面」、「経済面」、「文化面」の5指標の平均値
出所）2022年7月22日～2022年8月20日実施のインターネット調査結果。 調査範囲(7か国9都市):ワシントンDC:1,028 ニューヨーク市:1,027 ロサンゼルス:1,026 タイ:1,872 インドネシア:1,882 シンガポール:1,839 ベトナム:534 イギリス:1,843 フランス:1,838

（出典：NHK2022年度　第2四半期業務報告書）

【出典】「公共放送ワーキンググループ」第１回会合（令和４年９月22日）資料１－３（事務局資料）p.21（一部更新）

（参考）ＮＨＫ国際放送のインターネット配信の概要

➢ テレビとラジオを放送と同時に、またオンデマンドで配信している。ウェブサイトやアプリで利用可能。

インターネット

ＮＨＫワールド ＪＡＰＡＮの公式ウェブサイト・アプリでは、インターネットを通じてテレビ・ラジオのニュースと多彩な番組を配信しています。

ウェブサイト

ニュース

ライブストリーミング

オンデマンド

日本語学習

■各サービスはそれぞれ多言語で展開しています。（※サービスやコンテンツにより展開している言語は異なります）
英語、アラビア語、ベンガル語、ビルマ語、中国語（簡体字、繁体字）、フランス語、ヒンディー語、インドネシア語、ハングル、ペルシャ語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、スワヒリ語、タイ語、ウルドゥー語、ベトナム語、トルコ語、ウクライナ語

自動翻訳機能による多言語字幕サービス

24時間英語放送のライブストリーミングにおいて、自動翻訳機能を用いた多言語字幕を、一部の番組で付与しています。
提供言語：インドネシア語、タイ語、中国語（簡体字、繁体字）、スペイン語、ハングル、フランス語、ベトナム語、ポルトガル語、ウクライナ語

中国語字幕

ベトナム語字幕

ウクライナ語字幕

ハングル字幕

ポルトガル語字幕

TV画面でも

Amazon Fire TV, ROKU, Apple TVの各サービスからご利用いただけます。

アプリ

スマートフォン・タブレットで手軽に

＜通知サービス＞
ブレイキングニュース・災害情報を端末に通知するサービスが付いています。英語での通知に加え、震度3以上の地震が発生、または津波警報・注意報が発表された際の通知では中国語の簡体字・繁体字、ポルトガル語、ベトナム語にも対応しています。

iPhone / iPad

Go to App Store

Android

Go to Google Play

ソーシャルメディア

Facebook、Twitter、YouTube、InstagramのNHK WORLD-JAPAN公式アカウントで、ニュースやショート動画、番組情報を発信しています。

Facebook
NHK WORLD-JAPAN
英語、インドネシア語、タイ語、中国語（簡体字、繁体字）、ベトナム語、ベンガル語、ポルトガル語、ロシア語で展開中。

Twitter
NHK WORLD NEWS

YouTube
NHK WORLD-JAPAN

Instagram
NHK WORLD-JAPAN

【出典】NHK WORLD JAPAN2022-2023　公式パンフレット

論点と考え方

※　インターネット活用業務を必須業務とすべきとの考え方に立つとした場合

【業務ごとの各論⑤】

ラジオ放送のネット同時・聞き逃し配信（「らじる★らじる」のようなサービス）について、具体的にどのように考えるべきか。

＜WGとしての考え方（案）＞

«案の①»

簡易な端末で受信できるラジオ放送も、信頼ある情報を届ける公共放送の役割を果たすために重要であるとしても、公共放送の役割を果たす中核となってきたのはテレビであることを踏まえ、必須業務と位置付ける必要はない。

«案の②»

ラジオ放送は簡易な端末で受信でき災害時の情報伝達手段としても重要な役割を果たしてきたが、利用者端末としてスマートフォン等の端末が普及している状況下で、災害時を含め信頼ある情報を届ける公共放送の役割を果たしていくには、ラジオ放送のコンテンツをインターネットでも配信することが必要であるから、必須業務と位置付けるべき。

（参考）「らじる★らじる」の概要

- 「らじる★らじる」は、インターネットでNHKラジオ第1（R1）・ラジオ第2（R2）・NHK-FM放送の音声と番組情報をPCやスマートフォン、タブレットでも聴くことができる配信サービス。
- サービス開始は、2011年９月。 無料で利用が可能（通信費は利用者負担）。

提供内容

○ライブ配信

- NHKラジオ（ラジオ第1・ラジオ第2・NHK-FM）の放送を同時提供（日本国内）
- 山間部など電波の入りづらい地域、夜間の外国電波混信、マンションなど鉄筋コンクリート住宅の全国的普及など、ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善を目的として開始したサービス。
- インターネット環境が整っていれば、ラジオ番組をノイズの少ない音で聴くことが可能。
- 現在、札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、松山、福岡エリアの「ラジオ第１」と「FM」全国エリアの「ラジオ第２」がインターネットを通して全国どこでも聴くことが可能

【出典】らじる★らじるアプリサイト

○聞き逃し配信

- 対象番組は、放送された音声を聴くことが可能。各音声には、公開期間が設定されている。
- 一部の番組に関しては、リンク先の番組ホームページで聞くことが可能。

【出典】らじる★らじるアプリサイト

○読むらじる。

- 活字でも楽しめるwebサービス。一部番組で提供

【出典】NHK読むらじる。サイト

BBCのインターネット配信

- テレビライセンスを取得し視聴できる範囲は、以下のとおり。インターネット配信のみの料金の設定はない。
- テレビを所有していなくても、インターネットで放送番組をライブ視聴する場合は、テレビライセンスが必要。
  （放送番組のライブストリーミングを行わない民間ネット配信サービス（Netflixなど）は対象外）

テレビライセンスの範囲（出典：https://www.tvlicensing.co.uk/check-if-you-need-one/topics/Live-TV-and-how-you-watch-it）

① ライブTV（TVサービス、ストリーミングサービス）

- テレビサービス、ストリーミングサービスの任意のチャンネルで放送されているTV番組を視聴または録画することを意味する。「ライブ」とあるが、サッカー、クリケット、ニュース、音楽などの生放送だけでなく、連続ドラマ、シリーズもの、ドキュメンタリー、映画も対象となる
- テレビサービスとはSky、Virgin、Freeview、Freesatなどである（※地上波デジタルや有料放送など）
- ストリーミングサービスとはITV Hub、All 4、YouTube、Amazon Prime Video、Now、Sky Goなどである

② BBC iPlayerの利用（詳細は下記）

※上記は、テレビに限らず、コンピュータ、ラップトップ、電話、タブレット、ゲーム機、デジタルボックスなど、あらゆる機器に適用される

BBC iPlayer　（TV lincensingのHPより）

- BBC iPlayer は、英国BBC チャンネルで放送された BBC TV番組と映画をフィーチャーしたデジタル・ビデオ・サービスである。iPlayer を使用すると、テレビで放送されている番組をライブで視聴することもできるが、使用するには、有効なテレビライセンスを取得し、BBCアカウントを持っている必要がある。
- BBC iPlayerの費用は、テレビライセンスでカバーされる。多くのストリーミングサービスとは異なり、ライセンスがあれば iPlayerでBBCのテレビ番組を視聴するために料金を支払う必要はない。
- 使用するデバイスやアプリ・ブラウザに関係なく、任意のチャンネルでテレビを視聴または録画するには、テレビライセンスが必要である。

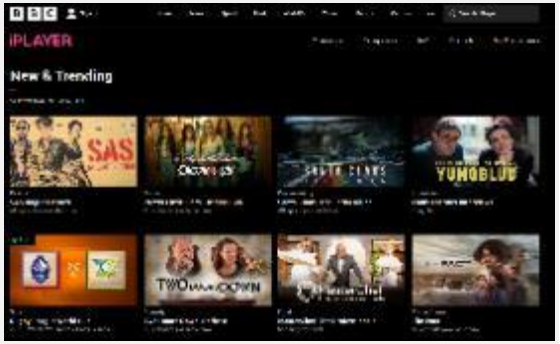

【出典】「公共放送ワーキンググループ」第４回会合（令和４年12月22日）資料４－１（事務局資料）p.17

ARD・ZDFのインターネット配信

➢ ARD,ZDFはそれぞれの同時配信・見逃し配信・オンデマンド配信を行うプラットフォームを持つ他に、共同運営する若者向けのプラットフォームを保有している。

ARDのインターネット配信(ARD Mediathek)（2007年～）

- ARDおよびその地方放送事業者のテレビ番組の同時配信
- 上記の見逃し配信（基本30日間）
- オンデマンド配信

出典：https://www.ardmediathek.de/

ZDFのインターネット配信（ZDF Mediathek）（2008年～）

- ZDFののテレビ番組の同時配信
- 上記の見逃し配信（基本30日間）
- オンデマンド配信

出典：https://www.zdf.de/

共同のインターネット配信（2019年～）

- Funk
  - 14から29歳までの若年層を対象とした独自コンテンツの配信

出典：https://www.funk.net/

【出典】「公共放送ワーキンググループ」第４回会合（令和４年12月22日）資料４－１（事務局資料）p.37

FTVのインターネット配信

➢ FTVには単独のインターネット配信サービスと、民間放送事業者と共同のインターネット配信サービス、また、政府傘下の国際ニュース専門インターネット配信サービスがある。

公共放送のインターネット配信サービス

- France・tv
  - FTVのテレビ番組の同時配信、見逃し配信、オンデマンド配信
  - 公共サービスの一部（サブスクリプションなど不要）
  - ネット専門の若者向けチャンネル、France・tvslashも配信
- Franceinfo
  - FTV、ラジオフランス、France Medias Monde（国際公共放送）が共同運営する、報道系の音声、動画のストリーミング、見逃し配信、VOD配信サービス

FTVと民間放送事業者と共同のインターネット配信サービス

- SALTO
  - FTV、商業放送TF1、M6が提携して2019年に開始されたサービスで、同時配信、見逃し配信、オンデマンド配信を行う
  - 不振のため、2022年からAmazonと提携
  - 有料の動画配信サービス（月6.99ユーロ）

FTVと関連があるインターネット配信サービス

- France24
  - かつてFTVと商業放送TF1の合弁で運営されていた国際ニュース専門チャネル
  - 現在は、政府の持ち株会社の傘下
  - 無料で視聴可能

【出典】「公共放送ワーキンググループ」第４回会合（令和４年12月22日）資料４－１（事務局資料）p.57

③具体的な業務の在り方（BtoBtoC型）

論点と考え方

※ インターネット活用業務を必須業務とすべきとの考え方に立つとした場合

③ 具体的な業務の在り方

インターネット活用業務のうち他事業者を通じた提供（BtoBtoC型）をどのように位置付けるべきか。

＜WGとしての考え方（案）＞

«案の①»

信頼ある情報を視聴者に届けるなどの役割が公共放送にはあり、フィルターバブル（情報摂取の偏り）などの情報空間の課題解決に貢献していくためにも、多くの視聴者が動画視聴の「入り口」として利用していると考えられる他事業者の動画配信プラットフォームなどを通じて信頼ある情報等を伝えることも有効と考えられることから、BtoBtoC型も「実施しなければならない業務」として位置付けるべき。

«案の②»

信頼ある情報を視聴者に届けるなどの役割が公共放送にはあるとしても、BtoBtoC型での提供を「実施しなければならない業務」とすると、他事業者への提供を強制することになりかねず、また、他事業者への提供に関する民放・新聞との公正な競争を阻害するおそれも考えられることから、BtoBtoC型は、「実施することができる業務」として位置付けるべき。

これまでの構成員等の主な意見

【構成員等の主な意見】

- B2B2C分野では事業者間競争が問題になるため、「民業圧迫」にならないような競争分析が必要。B2C向けはそういった懸念はあまりないので、必須業務への移行が適切な分野と位置づけるとの考え方はあり得る。*（第1回：林構成員）*
- 構成員からは海外の動画配信プラットフォームの隆盛や国内事業者との競合について知見が示されたところ、動画配信事業者・プラットフォームに対するNHKのコンテンツ提供の在り方は、こうした視点も重要なのではないか。*（第3回：民放連）*
- NHKがこのままプラットフォーム事業者との結びつきを強め、無料コンテンツの配信を拡大すれば、民間報道機関のデジタル事業が影響を受けるのは明らか。*（第3回：新聞協会）*
- 通信の場合、テレビのように流していれば届くという環境に必ずしもないので、一種のバブルの中に閉じ込められている人も含め、情報をどう伝えていくかという意味では、プラットフォームの利用も含めて考えていくことが重要ではないか。

  （第3回：落合構成員）

インターネット活用業務のうち他事業者を通じた提供（BtoBtoC型）の概要

- NHKは、利用者への直接配信に加え、他事業者のプラットフォームも活用してコンテンツを届けている。
- 具体的には、「NHKオンデマンド」「NHKワールドJAPAN」の配信に外部プラットフォームを利用し、民放の番組配信サービス「TVer」「radiko」でも番組を配信しているほか、求めに応じて他事業者への番組提供を行っている。

個別番組の提供

①他事業者からの求めに応じ、個別の放送番組を有料で提供。

【2021年度実績】
- 株式会社フジテレビジョン
- Netflix Global LLC
- 株式会社絵本ナビ
- 株式会社アジアンドキュメンタリーズ

②特に公益上の意義があると認める場合は無料で提供。

【2021年度実績】
- タイ視覚障害者協会

※外国人向けラジオ国際放送「NHKワールドJAPANラジオ（タイ語）」の番組を提供。
※現在は提供していない。

「NHKオンデマンド」の配信

「NHKオンデマンド」について、直接配信に加え、外部プラットフォーム経由でも配信。

【2021年度実績】
- ひかりTV　ビデオサービス
- J:COM　オンデマンド
- ビデオマーケット
- GyaO!　ストア
- みるプラス
- music.jp
- U-NEXT
- Amazon prime video

※他にCATV向けにも提供

「NHKワールドJAPAN」の配信

外国人向けテレビ国際放送「NHKワールドJAPAN」について、HPやアプリでの直接配信に加え、視聴機会の拡大のため、外国動画配信事業者経由でも配信。

※2023年度から、外国の邦人向けテレビ国際放送「NHKワールド・プレミアム」の視聴機会拡大のための外国動画配信事業者への提供を開始予定。

【2021年度実績】
- YouTube（国内を含む全世界）
- VieOn（ベトナム）
- LOOX TV（タイ）
- Vidio、Maxstream、Vision+（インドネシア）
- WeWatch（カンボジア）

「TVer」・「radiko」での配信

テレビ放送・ラジオ放送の放送コンテンツを民間放送事業者等の配信プラットフォーム経由で配信。

※他の放送事業者が行うインターネット配信の円滑な実施への協力努力義務（放送法第20条第15項）の一環として実施。

【2021年度実績】
- TVer
- radiko

これらのほか、災害等の緊急時に係る情報提供を迅速かつ確実に行うための放送番組の他事業者への提供も実施している（2021年度は実績なし。）。

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
個別番組の提供	有料提供（2004年7月から）						
	3者、2,622本	3者、3,029本	3者、2,001本	6者、3,892本	5者、2,816本	6者、919本	4者、1,960本
	無料提供（2015年11月から）						
	1者、3番組	1者、3番組	1者、3番組	1者、3番組	1者、3番組	1者、3番組	1者、3番組
「NHKオンデマンド」の配信	（2008年12月から）						
	8者	8者	8者	8者	9者	9者	8者
「NHKワールドJAPAN」の配信			（2017年5月から）				
			1者	1者	1者	1者	7者
「TVer」・「radiko」での配信			radiko（2017年10月から）				
			R1、R2、FM	R1、R2、FM	R1、FM	R1、FM	R1、FM
					TVer（2019年8月から）		

（参考）ドイツにおけるＢtoＢtoＣ型インターネット配信サービスの位置づけ

- ドイツにおけるインターネット配信サービスのうち、プラットフォーマ等への提供（BtoBtoC型業務）については、メディア州間協定において「実施可能な業務」として規定されている。

メディア州間協定（2022年6月30日施行）

§ 30 Telemedia offerings

…

(4) The state broadcasting corporations which are members of the ARD, the ZDF and Deutschlandradio offer their services in electronic portals which are as accessible as possible and combine their programs under electronic program guides. **Insofar as this is necessary to reach the target group for journalistic and editorial reasons, they can also offer telemedia outside of their own portals set up for this purpose.** The state broadcasting corporations which are members of the ARD, the ZDF and Deutschlandradio shall link their telemedia which are suitable for this purpose for journalistic and editorial reasons, in particular by linking. They shall also link to content offered by institutions of science and culture which is suitable for the telemedia offerings for journalistic-editorial reasons.

第30条（テレメディア提供物）

(1)～(3)（略）

(4) ARDを構成する州放送協会、ZDF及びドイチュラントラジオは、その提供物を可能な限りバリアフリーにアクセスできるデジタルポータルサイトで提供し、電子的番組ガイドでその放送サービスを取りまとめる。**ジャーナリズム的編集上の理由からターゲットグループへの到達に適切であれば、ARDを構成する州放送協会、ZDF及びドイチュラントラジオは、そのためにそれぞれ設置した自己のポータルサイト以外でもテレメディアを提供することができる。**ARDを構成する州放送協会、ZDF及びドイチュラントラジオは、ジャーナリズム的編集上の理由からふさわしいテレメディアを特にリンクを貼ることで相互に接続するものとする。ARDを構成する州放送協会、ZDF及びドイチュラントラジオは、また、学術及び文化機関が提供するコンテンツで、ジャーナリズム的編集上の理由からテレメディア提供物に相応しいものにもリンクを貼るものとする。